特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種業務に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を実施する。 (対象となる予防接種の種類) ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①毎年、出生者に対し個別予防接種予診票を送付。ただし、一部予防接種については一定の年齢に達した際に追加で送付する。 ②医療機関から返送された予防接種済予診票の履歴を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③予防接種未接種者への通知による受診勧奨する。 ④本人(法定代理人)からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者その他予診票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種予診票の発行を行う。 ⑤本人(法定代理人)からの申請に基づき、弘前市外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の実施依頼書を作成し、発行する。 ⑥本人(法定代理人)からの申請に基づき、健康管理システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要となる英文の予防接種証明書を発行する。 ⑦予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。 ⑧予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回青森県知事に報告する。その他国又は県から指示された事項について、報告を行う。 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条に基づいて、弘前市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	○健康管理システム(予防接種) ○中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) ○中間サーバー ○ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種業務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の14の項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ○番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、27、28、29 【情報提供】番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、28

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所　企画部　法務文書課　法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所　健康こども部　健康増進課　総務係 〒036-8711　弘前市大字野田二丁目7番地1　TEL 0172-37-3750　FAX 0172-37-7749

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5①部署	健康づくり推進課	健康増進課	事後	
令和1年6月26日	I-5②所属長	健康づくり推進課長	健康増進課長	事後	
令和1年6月26日	I-7請求先	経営戦略部　法務契約課　文書・法規担当	企画部　法務文書課　法務文書係	事後	
令和1年6月26日	I-5①部署	健康福祉部　健康づくり推進課　健康管理係	健康こども部　健康増進課　総務係	事後	
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	委託しない	委託する	事前	
令和3年12月20日	I-1③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバーコネクト、中間サーバー、サービス検索・電子申請	○健康管理システム(予防接種) ○中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) ○中間サーバー	事後	
令和3年12月20日	I-3法令上の根拠	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項 予防接種法8昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項 予防接種法8昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年12月20日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条第7項及び別表第二 【情報照会】16の2項、17項、18項、19項 【情報提供】16の2項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第17号 【情報照会】第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	○番号法第19条第8項及び別表第二 【情報照会】16の2項、17項、18項、19項 【情報提供】16の2項	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ-7請求先	TEL 0172-35-1137	TEL 0172-40-0205	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ-1評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和3年1月1日	令和3年11月1日	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和3年1月1日	令和3年11月1日	事後	
令和3年12月20日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和3年12月20日	Ⅳ-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和3年12月20日	Ⅳ-5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	提供・移転しない	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ-1②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を実施する。 (対象となる予防接種の種類) ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第２条第２項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第２条第３項) （省略） ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 （予防接種法附則第７条） 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証明書の交付を行う。 番号法の別表第二に基づいて、弘前市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を実施する。 (対象となる予防接種の種類) ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第２条第２項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第２条第３項) （省略） ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 具体的な事務内容は以下のとおり。 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①予防接種の実施後に接種記録等を管理する。 ②予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証明書の交付を行う。 番号法第１９条第８号及び番号法第１９条第８号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第２条に基づいて、弘前市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ-1③システムの名称	○健康管理システム(予防接種) ○中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) ○中間サーバー	○健康管理システム(予防接種) ○中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) ○中間サーバー ○ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	Ⅰ-3法令上の根拠	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ○番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ○番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月20日	I-5①部署	健康増進課	健康増進課、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽﾜｸﾁﾝ接種対策室	事後	
令和5年2月17日	I-5②所属長	健康増進課長	健康増進課長、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽﾜｸﾁﾝ接種対策室長	事後	
令和5年2月17日	I-8連絡先	弘前市役所　健康こども部　健康増進課　総務係 〒036-8711　弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750　FAX 0172-37-7749	弘前市役所　健康こども部　健康増進課　総務係 〒036-8711　弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750　FAX 0172-37-7749 弘前市役所　健康こども部　新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽﾜｸﾁﾝ接種対策室 〒036-8551　弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-38-3190　FAX 0172-33-9699	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和4年11月1日	令和5年11月1日	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和4年11月1日	令和5年11月1日	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ-1②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を実施する。 (対象となる予防接種の種類) ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) （省略） ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(予防接種法附則第7条) 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会。提供を行う。 ③予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証明書の交付を行う。 番号法の別表第二に基づいて、弘前市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を実施する。 (対象となる予防接種の種類) ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) （省略） ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①予防接種の実施後に接種記録等を管理する。 ②予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証明書の交付を行う。 番号法の別表第二番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条に基づいて、弘前市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和6年11月1日	I-3法令上の根拠	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ○番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ○番号法第19条第6号(委託先への提供)	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表14の項 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ○番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和6年11月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条第8項及び別表第二 【情報照会】16の2項、17項、18項、19項の項 【情報提供】16の2項	【情報照会】番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、27、28、29の項 【情報提供】番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、28	事後	
令和6年11月1日	I-5①部署	健康増進課、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽﾜｸﾁﾝ接種対策室	健康増進課	事後	
令和6年11月1日	I-5②所属長	健康増進課長、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽﾜｸﾁﾝ接種対策室長	健康増進課長	事後	
令和6年11月1日	I-8連絡先	弘前市役所　健康こども部　健康増進課　総務係 〒036-8711　弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750　FAX 0172-37-7749 弘前市役所　健康こども部　新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽﾜｸﾁﾝ接種対策室 〒036-8551　弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-38-3190　FAX 0172-33-9699	弘前市役所　健康こども部　健康増進課　総務係 〒036-8711　弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750　FAX 0172-37-7749	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	2023/11/1	2024/11/1	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	2023/11/1	2024/11/1	事後	
令和8年2月20日	Ⅰ-1②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を実施する。 (対象となる予防接種の種類) ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①毎年、出生者に対し個別予防接種予診票を送付。ただし、一部予防接種については一定の年齢に達した際に追加で送付する。 ②医療機関から返送された予防接種済予診票の履歴を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③予防接種未接種者への通知による受診勧奨する。 ④本人(法定代理人)からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者その他予診票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種予診票の発行を行う。 ⑤本人(法定代理人)からの申請に基づき、弘前市外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の実施依頼書を作成し、発行する。 ⑥他自治体の長から、定期予防接種の実施依頼を受けた者へ予防接種を実施した際、依頼元の自治体の長へ報告書を送付する(予診票の写しも添付)。 ⑦本人(法定代理人)からの申請に基づき、健康管理システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要となる英文の予防接種証明書を発行する。 ⑧予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。 ⑨予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回青森県知事に報告する。その他国又は県から指示された事項について、報告を行う。 ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 ①予防接種の実施後に接種記録等を管理する。 ②予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証明書の交付を行う。 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条に基づいて、弘前市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を実施する。 (対象となる予防接種の種類) ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①毎年、出生者に対し個別予防接種予診票を送付。ただし、一部予防接種については一定の年齢に達した際に追加で送付する。 ②医療機関から返送された予防接種済予診票の履歴を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③予防接種未接種者への通知による受診勧奨する。 ④本人(法定代理人)からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者その他予診票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種予診票の発行を行う。 ⑤本人(法定代理人)からの申請に基づき、弘前市外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の実施依頼書を作成し、発行する。 (一部削除) ⑥本人(法定代理人)からの申請に基づき、健康管理システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要となる英文の予防接種証明書を発行する。 ⑦予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。 ⑧予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回青森県知事に報告する。その他国又は県から指示された事項について、報告を行う。 (一部削除) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条に基づいて、弘前市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和6年11月1日	令和7年12月1日	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和6年11月1日	令和7年12月1日	事後	